

発行所（郵便番号100）

東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸ノ内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447

編集責任者 高須 裕 三  
印刷所 関東図書株式会社

定価200円（年間購読料参千円）

1978年7月25日発行

第10巻 第7号

（毎月1回25日発行）

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.10 No.7

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

## スウェーデンに留学して —教育問題についての所見

Studying in Sweden as an educational researcher

慶応義塾大学文学部助手 石崎 秀和氏

Mr. Hidekazu Ishizaki

若い助手の時代に留学の機会を与えられるという事は、現在の日本の大学の事情を考えてみれば、正に千載一遇の出来事である。その上、その助手が文科系の学問を志し、更に私学に禄を食んでいたとすると、事態は一層ドラマティックになる。裏返して言えば、この事が日本の文科系学問の閉鎖性・偏屈性を一方で表わし、他方では私立大学の貧しさ、引いては日本人が教育や研究を実に効率良く安く上げてきたという事実が浮び上ってくる。

こんな風に言う「かけ出しとは言え仮にも教育学を学ぶ者がそんなに事情不案内では困る、多数の父母が、自分の子どもの教育の為に、現実に支払っている高額な教育費を何と考えているのか、これ一つを考えてみても、世界に名だたる教育国日本が、教育に金を出ししづっているなどと言うことは暴論である。」等と反論されるかもしれない。所で、日本に於るこの民間教育負担というのは、いつでも算定の困難なものとして、特に教育費、教育投資額の国際比較の場合に、カッコにくくられてしまい、議論のワク外に置かれることが多い。しかし取扱いが方法論上難しいということ以上に、私は、この民間教育負担を純粋に教育の為の出費として考えることには非常な不愉快さを感じる。つまり、私達がそれぞれ身銭を切って支払っているこのお金は、一般には教育費と呼ばれているけれども、実は子どもの幸せを願っての

受験対策費、つまり就職準備金であり、日本の不平等・不完全な社会福祉に辛うじて乗っかる為の積立金とも言える。親が自分の老後保全の為に我が子に、一方的、強制的に貸付ける民間個人ローンであるとまでは言いたくないが、本来、社会福祉・社会保障の全体的ワク組みの中で解決されるべき問題が、かなりの割合で教育個人負担の中に滑り込んで来ているということには、異論の余地がないと思う。

勿論教育がそれ自体として、社会福祉、社会サービスの重要な一部門であることを忘れてはならない。しかしそれならなおのこと、教育部門が責任を持って担当すべき事柄は、教育本来のものでなければならぬことになる。私は決して古いタイプの本質論者と袂を連ねているわけではないから、教育本来の仕事というのを、「生徒あるいは学生個人の為の開発活動一般」そして「個人が現代社会の中で個人として生きる為に必要な限りの社会化プロセッシング」という風に言い

### 目次

- スウェーデンに留学して—教育問題についての所見……………石崎 秀和氏…1
- スウェーデンにおける幼児保育の歴史(2)……………荒井 冽…4
- スウェーデン社会福祉審議会の最終答申書……………小野寺 百合子…7
- 最近のスウェーデン経済・社会ニュース……………8

換えたい。こういう意味の教育に対して、私達日本人が、国として個人として、どのくらい経済負担をしてきたのだろうか。もし本当にその金額を算定しようとすれば、当然、十分な検討を経たマクロ的モデルの導入が必要になるが、少なくとも欧米との比較の下では、極めて少額のものになるであろうことは想像するに難くない。——いわば、損得計算にハッキリと現れないような教育活動に、あるいは実社会的基準から見たら、ちっとも成果の上らないようなことに、どれだけムダ金を使ったかという種類の問題なのであるから。

さて前置きのつもりが本論を先取りした形になってしまったが、ともかく2年間の留学許可を与えられた時、私は留学先を、迷わずスウェーデンに決めた。これは数年来私が悩んでいた問題から導かれた当然の結論であった。

社会科学の多くは、20世紀に入ってから米国で開花したもので、特に私の専攻する教育心理学というのは、いかに起源を19世紀ドイツの哲学者ヘルバルトまで溯ることができるといっても、近代的学問としては、あくまでも米国生まれというべきものである。そして現在までに生み出された数多くの業績は、勿論大半が米国人学者の手になるもので、日本人研究者は専ら、そうした成果をふまえて追研究、追検討などを行なってきたに過ぎない。この事実はそれなりに理由のあることで、現在の所如何ともし難い。しかし一つ納得の行かないことは、各研究の中核になる理論とかパラダイムなどが、米国と日本の文化的差異や社会的条件の違いを余り気にせずストレイトに輸入されてしまい、日本でもまるで同様の適切性を持つように扱われていることである。どれ程抽象度の高い理論であっても、それが本当に優れた社会科学の理論であるなら、理論としての根拠を、現実社会にしっかり密着した問題意識の中へ辿っていくことが可能でなければならぬと思う。またそうした身許の確かな理論こそが、現実との間の直接間接のフィードバックを介して、更に発展していく可能性のあるものではないだろうか。そういう意味で、流行的に輸入した学問的パラダイムの内、どれだけのものが日本の土壌に根づいてけるのだろうか。

しかしそれならば、こうした大アメリカの学問的恩恵に浴しながらも、学問的桎梏を脱れ、更に日本の教育問題を日本の中に位置づけながら探究

し、その結果として真の学問的国際交流を成し遂げる為には、一体どうしたら良いのだろうか。私は解決方法の一つとして、もう一つの外国社会に自分の視点を取り、いわば三角法的に、私達の教育問題を浮きぼりにすることを思いついたのである。その際、できれば日本とは何らかの意味で全く逆の方向へ教育が動いている国に照準をあてたい。こうして私とスウェーデンとの出会いが始まったのである。

今、留学を終え帰国して、私は自分自身の判断が決して間違っただけではなかったという風に、自負の念を強めている。無論2年というのは研究期間としてはごく短いものなので、せいぜいスウェーデン語の基礎を固めることと、現代スウェーデン社会に教育問題が全般的にどう位置づけられているのかを探ること、それに比較研究の対象になりそうなテーマをいくつか選んでくること、——そうした成果がスウェーデン人との交流の中で、どうやら得られたに過ぎない。しかしそこから私は、今後の研究を推進していくエネルギーに変るようなインパクトを、充分すぎる程与えられたように思う。換言すれば、予想はしていたものの、日本の教育問題が余りにも特殊である、という事実を念入りに指摘されてきたと言っても良い。

今日世界の国々は、経済的、政治的、そして文化的にも相互に密接に関連しあっており、その為に特定の国や社会に於る問題が、全く孤立した種類のものであるということは、極めて稀である。教育の世界について言えば、20世紀前半に米国を中心に展開された進歩主義教育の運動は、広く欧米諸国に伝播し、この運動そのものがすたれた後の現在でも、その中核の思想は多くの教育関係者の支持を得ている。むしろ、およそ「教育本来の仕事」を遂行する場合、教育界のコンセンサスと呼んでもさしつかえない。

スウェーデンで1940年代以来、着々と進められてきた教育改革の中でも、「児童の自発的活動重視」という、この運動の中心理念は生き続け、それが社会全般に於る民主主義の推進と呼応しながら、新しい教育のあり方を際限なく追求していくという、スウェーデン教育界の動きの力源にさえなっている。

小中学校レヴェルの改革にそって考えると、1950年代の新制度移行実験期間を経て、1962年に

Lgr 62 と略称される 新指導要領を掲げて、総合制基礎学校 grundskolan がスタートする。改革のねらいは言うまでもなく、社会階層化の基盤になっていた、従来の複線型初等中等教育制度を改め、すべての子どもに教育の機会を均等に与え、産業界、経済界の要求に答えつつも、社会のより一層の民主化を計ろうとするものであった。

次の改訂指導要領 Lgr 69 の主な 変換点は、単なる機械的機会均等の域を出て、生徒各人の能力や好みに合わせた教育平等化を押し進めるということと、社会に存在する様々に異なる個人、特に困難な問題をかかえた人々に対する生徒の理解を深めるといったこと等であった。具体的に言うと、従来の学科に自分の満足すべき活動領域を見出せなかった生徒のことを特に慮って、自由選択活動という新しい学習領域が導入されたり、男女平等実現の為の積極的働きかけや、社会にあって特殊な問題をかかえている人々への理解を高めることが学校教育の重要な課題として、指導要領に唱われるようになったこと等があげられる。

昨年あたりから活発になってきた指導要領第二次改訂の動きを調べてみると、その骨子として S I A と呼ばれるプロジェクトの成果が反映されていることが判る。このプロジェクトは、学習能力が劣って一般の生徒についていけない子ども達の問題に対して、今までの措置をはるかに上回る規模で取組もうという狙いを持っている。つまり、生徒の資質、能力に応じた教育平等化という目標を更に大胆に押し進めようということである。もはや学校なり教育当局が消極的に業務を果していれば良いということではなく、生徒の学習意欲や動機に対してまでも責任をとらなければならない、という地点まで踏み込んで来たと言える。こうなると正に教育制度の大改革である。S I A のプランによれば、各地域のそれぞれの学校が、その地域に住む住民の代表に教師代表、父母代表、生徒代表を加えた学校運営委員会を作り、この委員会の指導の下で、各学校に固有の難問を、地域全体の問題として、経済的、人的負担を惜まずに、あらゆる方法を導入して解決に当るというのである。これは結果的に、大人達の日常経済活動と子ども達の学習活動との距離をグッと近づけることにもなる。そして従来、生徒個人の能力に応じた指導ということで採用されてきた能力別編成というやり方が、実質的に効果をもたらさないばかり

か、徳育上の副次的弊害すら伴なうということで、排除され、代りに能力、年齢の違いを越えて子ども相互の間の交流が深まるような授業方式なども提案されているのである。勿論教師の側からは、自分達の権限縮小と負担増加を押しつけるものとして反発も強く、一方、全国 P T A 協議会 (Hem och Skola) からは S I A 計画の早急実施を望む声が高まっており、今後、一もめ二もめありそうな状勢である。

私は今ここで、スウェーデンの教育改革の経過に深く立入って言及するつもりはない。むしろ「子ども中心」という進歩主義教育の中心思想が、これまでの改革の動きの中で着実に現実化(現代化)されてきたという事実を、指摘しただけである。

しかし、高度に産業化された近代・現代社会に於ては、その社会を維持発展させる為の機能的合理性が要請されていることも論を俟たない。従って、学校は好むと好まざるとにかかわらず、社会における人間の適正配置に資するような選抜制度としての役割を持っていることになる。このいわば非教育的要請と、先に論じた教育本来の仕事つまり純教育的要請を、如何に調和あるいは妥協させていくかが現代の学校教育の課題とさえ言えるわけである。

スウェーデンの初等教育改革の動きを、先に述べたように、教育本来の仕事に結びついた意味での「子どもの自発的活動領域の増大」という形で表現できるということは、「選抜機構としての役割が(相対的に)減少してきた」ということにもなる。実際に、grundskolan 9年の間で、どうしても行わなければならない評価というのは、既に事実上、卒業時の内申書だけになっている。そして最近では、この内申書すらも撤廃しようとする動きが、学校の内外で白熱化してきており、また相変らず国民過半数の支持を受けている現野党の社民党が、この動きに賛成の意を示している以上、スウェーデンの初等教育から、選抜機構としての役割が外される日は、遠からずやってくるだろうと予想されるのである。

高等教育の問題に話を及ぼすと、昨年1977年から実施に移された、スウェーデンの新しい大学制度は、一方で最終選抜機関としての機能を保持、強化しながらも、他方で入学規準のゆるい部門を設けて間口を広げたり、従来高等学校に設けられ

ていたコースを大学内部に引上げるなどして、大学教育をより近づきやすいものにした努力の跡がうかがえる。つまり大学には、高度の資質がなければ勉強を続けていけないような部門もある代りに、特別な能力がなくても、本人にその意志さえあれば、いつでも自分のペースで、全く自分の興味の赴くままに勉強のできる場が広げられつつある、ということになる。

このように見てくると、高等教育のレベルでも、初等教育の改革に共通した変革の動きが進行していると言って良いだろう。

そして日本に目を転じてみるとどうだろう。戦後、逸速く達成された単線型学校制度は、制度としての体裁が著しく充実していたにもかかわらず、その後、純教育的要請が非教育的要請にどんどん押されていった為に、ついには現在のような、純選抜機構としての学校制度に行き着いてしまったようである。つまり制度的には単線型でありながら、実際には戦前の複線型学校制度の「秀れた」特徴であった選抜機能をも兼ねそなえるようになったのである。

スウェーデンが本格的に教育改革に取り組み出した1940年代は、日本にとっても新しい教育がスタートした時期である。条件としては、今世紀の最も秀れた教育的発想である「進歩主義運動の理念」が、日本に定着する可能性は充分あったはずである。しかし残念ながら私達の国では、一種の

教育方法としてだけとらえられ、その中心あるいは拠点になっている教育学的視点は見落されたらしい。それとも私達の国には、そうした視点を理解し吸収する民主主義的土壌がまだ育っていないのだろうか。

スウェーデンの学校改革が学校教育の内容つまり個々の生徒や学生の教育的問題から出発して、制度の改良に及ぶという形をとってきたのに対して、日本の場合は、余りにも安易に手に入れてしまった戦後の教育制度の中へ、社会からの非教育的要請を如何に取り込むかに終始した結果、能力のある子は受験戦争へ駆り立てられ、できない子は、教育の場を奪われることになってしまった。こんなことは、子ども達への配慮が充分に行なわれていれば、起り得ないことだとさえ言える。

スウェーデンと日本の教育制度を外側からだけ比較した場合、そう大きな差は認められない。しかしその制度の内側、つまり生徒が現実を受ける教育サービスとして見れば、両国の違いは非常に大きい。

別の言い方をすれば、「教育とは何か」に対する考え方が、現在のスウェーデン人（場合によっては、他の西欧人も含めて。）と私達日本人との間で大きく、くい違ってしまったらしい。この違いを実証的に鮮明化すること——これが私にとっての、比較教育学の第一歩であるように思う。

## スウェーデンにおける幼児保育の歴史 (2)

### The History of Pre-schooling in Sweden (2)

埼玉県立厚生専門学院 荒 井 洸  
Kiyoshi Arai

#### Ⅲ 教育改革の推進と幼児保育政策

##### —1960年代の拡充—

##### (1) 1960年代の教育の大改革

1960年代は、日本では「所得倍増」をキャッチ・フレーズとして開始された高度経済成長の時期である。全世界的にも、経済の上昇、消費の拡大が進み、それに伴い教育の面での爆発的な膨脹が進行する。スウェーデンも例にもれず、就学前保育から大学教育に至るまで量質共に大きな変貌を

遂げる。

初等教育の義務制が布かれたのは1842年である。わが国よりちょうど30年早いということになる。最初の義務教育年数は4年であった。1946年、すなわち今次大戦直後、教育改革委員会は、かつてのわが国と似たような、複線型で複雑であった学校体系を精算して、9年間の総合制の義務教育学校を設立することを提案した。この提案は、1950年、国会において満場一致で可決成立し、漸次実行に移されることになった。<sup>70</sup> これ以

来、スウェーデンの学校制度は、民主化をめざしてまことにエネルギーに改革に次ぐ改革がなされ続けている。なお、1962年、国会はこの総合制義務教育学校を「基礎学校」(Grundskola)と名付けることにした。

中等学校へ進むことができる者は、スウェーデンにおいてもごく一部の者に限られていた。1940年の統計によれば、現在の高等学校に該当する、年齢16歳から18歳までの者の就学率は10%である。<sup>98</sup>そして中等教育を終え、大学の入学資格を獲得した者の頭上に輝くホワイト・キャップは、まさにエリート象徴であった。ホワイト・キャップを得た時には、学校でも家庭でもお祭り騒ぎをしていたのである。

1964年、国会は、それまで三系統、すなわち普通高等学校、職業学校、補習学校に分かれていた後期中等教育を一本化すべきことを決議し、1966年、普通高等学校と職業学校が統合され、補習学校からの編入も容易になった。1968年、国会は、さらにすべてを統合した完全な総合制高等学校(Gymnasieskola)を作ることを決議し、1971年より実施に移された。<sup>99</sup>

ここで、初等学校、中等学校、高等教育機関への就学率の拡大状況を見てみよう。

年齢段階別就学率<sup>98</sup>

	1940年	1950年	1960年	1965年	1970年
7～15歳	79(%)	85(%)	92(%)	98(%)	99(%)
16～18歳	10	25	34	44	75
19～24歳	4	10	17	21	60

上の表に見られるような1960年代の就学率の急上昇の背景には福祉政策による国民生活のレベルアップがその根底にあるわけだが、直接的な原因としては、全学校体系が完全に無償となり、さらに生活費を含めた奨学金が支給されるようになったこと、そして基本的には全学校体系から入学試験制度が取り除かれたことをあげることができよう。ついでながら、全学校体系から入学試験制度が撤廃されたということは、古い学校教育の中で最重要課題であった準備教育というものを色褪せたものにさせていくだろうと考えられ、ひいては、わが国のように就学前期にまで持ち込まれている競争原理を排除していく上で大きな力となることと思われる。

## (2) 就学前保育施設の充実及び拡大

1960年代は、学校教育の面のみならず、就学前の子どもたちに対する諸施策も飛躍的に推進された。

幼児定員数<sup>99</sup>

	保育所	幼稚園
1950年	9,300人	18,300人
1960年	10,300	38,400
1970年	29,200 (33,500)	71,900 (82,300)

※ 1970年の( )内は収容幼児の実数

1960年代にはいと、女性の就労率が高まり、終日保育する保育所保育に対する需要が急速に高まる。表にあらわれた数値は、1960年代の10年間のうちに、保育所で約3倍、幼稚園で約2倍の伸びがあったことを示している。

1962年、家庭問題に関する諮問委員会は、家庭福祉、とりわけ児童問題に関して自治体の為すべきサービスについて種々の検討を加えた。そしてこの委員会がイニシアティブをとって「保育所及び学童保育の拡張と内容の検討に関する中央合同委員会」を作った。構成は、雇用主及び従業員の組織代表、政府代表、自治体代表から成っており、まず取り組んだ問題は、国庫補助の件及び保育に関する新しい用語の使い方などについてであった。その結果、保育所、幼稚園、学童保育所についてはこれを総称してチャイルド・センター(Child Centre—Barnstuga)と正式に呼ぶことになった。

チャイルド・センターは名実共に総合的な保育施設であり、保育所、幼稚園、学童保育所を合わせ持っている。であるから職員の方も多彩であり、乳児保育に携わる者から、学童保育に携わる余暇指導員までもが含まれる。

チャイルド・センターの構成及びその機能をまとめると次の表のようになる。

この他に、チャイルド・センターを補完するものとして「家庭保育室」(Family Day Nursery—Famil-jedaghem)というものがある。これは個人の家庭で子どもを預かるシステムだが、これも1969年より自治体(コムーン)によって公的に運営されるようになった。<sup>99</sup> 公的なものとなったことにより、経費はもちろん一切公費で賄われ、1

か所当りの収容児童数も4人以内と限定されている。そしてまた、保育に当る者には一定の教育も行っている。しかし、この制度は、チャイルド・センターの普及にしたがって漸次吸収されていくものと思われる。

この他に、いわば「訪問保育員」といった制度もある。これは、子どもが病氣、その他の事情のために保育所に行けない場合のために設置されたもので、子どもの自宅に向いて世話をするのである。これも家庭保育室と同様、1969年よりコムーンによって運営されている。<sup>23</sup>

ところで、1960年代には保育施設に通う子どもの数は飛躍的な伸びを見せたのであるが、一体、子ども全体の中ではどのくらいの割合を占めるのであろうか。1970年現在のデータを次に見ることにしよう。

7歳以下の児童の保育施設収容数 (1970年)<sup>24</sup>

総 数	チャイルド・センター			家 庭 保 育 室
	保 育 所	幼 稚 園	学 童 保 育	
700,000人	40,000人	81,000人	8,000人	30,000人

就学前の幼児の保育に当る職員の養成の方はどうであろうか。1962年、スウェーデン国会は、保育に従事する職員を養成する学校を国立のカレッジとして位置づけることを決定し、文部省管下の高等教育庁の管轄のもとに置くことにした。このことは、チャイルド・センターの方が社会省の管轄であるということと対比される。これによってスウェーデンの保育者養成機関は、その目的、内容、及び基準等がはっきりとしたものになった。すなわち、このカレッジの目的は、保育所及び幼稚園、つまりチャイルド・センターで子どもの保育に当る職員—Pre-school teacher の養成と定められた。そしてこの就学前教員養成も、他の学校教員養成と同じ範疇に含まれることになった。<sup>25</sup>

なお、行政面については、初等教育以上の教育機関はすべて文部省、就学前についてはすべて社

Child Centre (Barnstuga) チャイルド・センター			
種 類	Day Nursery (Daghem) 保 育 所	Part-time group (Barnträdgårdar) 幼 稚 園	Free-time Centre (Fritidshem) 学 童 保 育 所
年 齢	0.5 ~ 7 歳	4 ~ 7 歳	7 ~ 12 歳
保 育 時 間	(月~金) 6:30~19:00 (土) 6:30~14:00	(月~金) ・9:00~12:00 または ・13:00~16:00 (土) な し	(月~金) 7:00~18:00 (土) 7:00~14:00
備 考	昼食は全員に提供されるが、朝食も希望する者には提供される。	午前または午後のおずれか3時間。	基礎学校の初級(1~3年)、中級(4~6年)の児童が、放課後及び学校が休みの日に利用する。

会省の所管ということになっている。これは単に役所の役割分担ということだけではなく、就学前保育についての考え方がはっきりとしていることの結果であると思われる。スウェーデンにおいては、就学前保育と余暇対策は学校教育の理念に包含されず、自治体の福祉施策、すなわち家庭福祉の一環として行なわれている。

注

- (17) Britta Stenholm; "Education in Sweden" Svenska Institutet, 1970, p. 13.
- (18) Ibid., p. 19.
- (19) スウェーデン社会研究所編『福祉とは何をするのか』至誠堂, 1974年, 313頁。
- (20) "Sweden in a Nutshell" Svenska Institutet, p. 5.
- (21) Bodil Rosengren; "Pre-school in Sweden" Svenska Institutet, 1973に掲載の資料をもとに筆者作成。
- (22) 中嶋 博『スウェーデンの生涯教育』スウェーデン社会研究所, 資料第八号, 1970, 7頁。
- (23) 同書, 7頁。
- (24) National Board of Health and Welfare, Child and Youth Welfare Division; "The Child Centre Activities in Sweden" 1971, p. 4.
- (25) The National Swedish Board of Education; "The training of nursery school teacher in Sweden", 1971.

(つづく)

# スウェーデン社会福祉審議会の最終答申書

Final Report of the Swedish Commission on Social Welfare

理事 小野寺 百合子

Yuriko Onodera

スウェーデン国会の社会福祉審議会が1977年8月に保健・社会大臣に提出した最終答申書の概要がこのほど手に入った。この審議会は1974年には、スウェーデンの社会福祉が将来進むべき道のアウトラインを示した報告書「社会福祉——目標と方法」を発表した。これは社会福祉の原則を包括的に示した報告書であった。審議会はこの報告書を、中央政府をはじめ州政府、地方当局、労働組合その他の各機関に配布して意見をただし、コメントを求めた。

ここにいう最終答申書は、先の原則的報告書を基本にして、各界からの意見やコメントを参考に、その後にてきた要求を取り入れ、審議会自体が審議した結果によって起草されたものである。これは「社会サービスと社会保険付加給付」という題の通り、二つの柱から成りたっている。すなわち、現行の主な社会福祉法である公的扶助法（1956年）、児童・青少年福祉法（1960年）、禁酒法（1954年）を廃止して、新たに社会福祉の中心となる法律として社会サービス法一つだけをつくることと、社会保険法を拡大改正することを提案している。これは驚くべき画期的な提案であって、今まで各制度ごとに発展推移してきた福祉政策を統合化し、正常化しようとするものである。提案の内容は

社会サービス法の草案では

将来の社会サービスの目的、組織、行政、活動  
社会サービスを組立てて実行に移すための  
コミュニティの責任

擁護や援助を受ける国民個人個人の権利

社会保険法については、

現行の基本的社会保障制度を拡大して、それぞれのニーズに適応して給付が行われるように改正することである。

スウェーデンにおける社会福祉の統合化は、この答申ではじめて出てきたものでは決してない。社会サービスと医療サービスの相互関連については、すでに意欲的に計画がすすめられている。1980年代を目指す医療制度の大改革の主流をなす医療のプライマリーケアでは——日本でこの頃い

われているプライマリーケアとはちがう——公的な地方医務官制度と地方社会局との関連が強く打ちだされている。スウェーデンでは医療は州レベル、社会サービスはコミュニティレベルと、管轄がちがうが、それでも管轄領域を越えて共同活動がすでに実施されはじめている。

就学前学校から大学まで、学校教育の分野で、身心障害児のうち重度障害者を除きその大部分は普通学校に受け入れさせて、健全な子どもとともに教育を受けさせる方針が最近はじまった。これは文部省の管轄内にも社会サービスがはいり込まざるを得ないということである。

また過疎地の老人が正常な福祉サービスを受けることができるように、地方社会局の活動の十分行きとどかない部分を、郵便配達夫にさせる試みが行われている。これは郵政省が地方社会局の依頼を受けて実施している。

このようにいろいろな形ですでにはじまっている社会サービスと他の分野との共同活動を法制化し、さらに広い分野にわたって共同活動を進めようとするところから、審議会は社会サービス法の立案を提唱しているのである。

スウェーデン語による答申書そのものは非常に大部のもので、社会サービス統合化の目的、組織、行政、活動、それぞれが詳細に述べられているものと思われる。社会保険については、従来のきまった給付のほかにニーズに応じて補足的な付加給付を支払うべきことを提唱しているので、そうならば公的扶助の一部は社会保険の付加給付で支払われることになり、公的扶助に対する地方当局の責任は軽くなると述べられている。英語によるサマリーからでも答申の全貌は知ることができ、興味深い報告ができるものと思われる。

この答申書の最初で断っているのは、スウェーデンで用いる「社会福祉」の解釈で、広範囲の社会サービス、福祉サービスを意味するとし、公的扶助、児童・青少年福祉、アルコールと麻薬の中毒問題、有子家庭と老人と身障者援助を含み、それらの予防、擁護、援助、処置のサービスと計画への参加にもおよぶとしている。

## 最近のスウェーデン経済・社会ニュース

### 国家予算改正案

この4月26日に政府が提出した1978～79年度改正国家予算案によれば、昨年は2.5%のマイナスであったGNPの伸びも1978年には1%弱の成長を示すものと予想され、スウェーデン経済の低下傾向は底をついた。ここでの数字は1月に出された予算案の成長率予測を0.2%上方に修正するものである。

未だに数多くの問題が未解決であるものの経済成長については注意深いながらも楽観主義がひろがるべき理由があらわれている。スウェーデン産業界の製造能力の利用度は低く、単位あたりの労働費は他の競合諸国よりも高く、投資は不十分であり、雇用水準の改善もまた予想できない。

こうした事を背景として、政府はこの7月1日から、今年の1月1日に行った2%の給与税カットにつづいて、現在も残っている2%をさらに廃止する事を提案している。この手段によって労働費を引き下げ、価格を低くおさえて製造能力の利用度を高めるとこの改正予算案ではのべられている。

主たる政党間での労働市場についての協定によって、コストと価格のおだやかな伸びをはかる道がひらけたと言われる。インフレ率は8%までにおさえこまれ、これは1973年来の最も低い数字である。この5年間で始めて外国貿易は黒字となり、住宅投資も70年代としては始めて上昇を示すものと予想される。

昨年度を含めて長期的にみると、この予算案では1979年度として3.7%の成長をみこんでおり、固定投資額は3年つづいての低下ののちに6%上昇し、輸出は6%、輸入は4%それぞれ上昇するとしている。さらに、これ以上の生産、投資、及び外国貿易での伸長が1980年代に予定されている。

1977～78年の改定予算案は、約300億クローナ（邦価約1兆5,000億円）の赤字—これは前の予想よりも30億クローナ（1,500万円）も少ないものであるが—1978～79年の予算では約100億クロー

ナ（5,000億円）ほどこれがふえて、赤字幅は420億クローナ（2兆1,000億円）となっている。

### 経済に関する首相声明

#### 諸問題は残るが景気は安定回復

6月2～3日に会期を終えた春期国会の経済審議会において、トールビョーン・フェルディーン首相は次のように語った。スウェーデン経済はなお多くの問題に直面しているが、様々な領域で明らかに向上しつつあり、確実な根拠に基づき安定、回復を続けるであろうという楽観主義が最大の特色である。

政府の諸政策は、重大な貿易改善の道を開き、その結果として冬期数ヶ月における黒字をもたらした。同様に貿易収支も改善を示し外国依存の必要性は減少した。

通貨の状態は昨年度の幣価切り下げ以来非常な安定を保ち、引き下げ率の低下を可能にしている。

物価の上昇率は下降した。過去2カ月で上昇率は0.1%、0.2%に減少した。もしこの低上昇率が維持され得ないとしても、インフレ率は遅滞していることは明らかである。

大型工業部門における注文控帳は同様に明らかな向上を示し、製造工における新規受注は5か年間に渡る下降傾向に次いで1977年度末からは上昇傾向に転換した。それにもかかわらず経営能力は機械技術部門においてさえ最大利用からはほど遠く、雇用を増大させ工場、機械に投資するという意向は依然として弱い。

他方、住宅投資は1970年代初めて明らかな上昇傾向を示し、1977年度比で量的に15%の増大が期待される。

首相はまた、スウェーデンの主要輸出市場である西ヨーロッパの成長が遅れていることから、なおいっそう不断の積極的な発展を目差して引き続き確固たる政策が必要とされると語った。

鋼鉄、造船などの問題の部門では、解決されるべき諸問題が残っている。